



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 310 号

(創刊 1988.12.14)

2015.07.05.

「危険道路」南線計画追及第3弾 桂台トンネル掘削の危険性

南線計画は住宅密集地の真中を貫通して 6 車線の大型トンネルを庄戸、桂台、公田、笠間の 4 ヶ所に掘削するもので、私達は地盤沈下など住民に大きな被害を及ぼすものとして強く反対してきた。しかるに事業者はこれを無視してまず桂台トンネル掘削を行うと一方的に発表して、その準備を進めている。

しかし、これは宅地造成等規制法に反する暴挙である。同法第 16 条には「宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者は宅地造成に伴う災害が生じないようにその宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない」と義務付けている。これは言い換えれば、規制区域に住んでいる住民やそこで工事を行う業者は現在の安定した状況を壊してはならず、もしこれを壊したら法に反するとやっていることである。

宅地造成工事規制区域の多くは谷埋め盛土であり、近年の大地震で地滑りや盛土崩落など壊滅的な被害を受けたことを踏まえて、宅地造成等規制法では「地震災害」を減らすことに重点を置いている。

桂台トンネル掘削によって地盤に影響を受ける地域は数千戸に上る盛土地帯であり、大地震発生で甚大な被害を蒙ることは間違いない。そのなかでも住宅密集地の真中を南線 6 車線と上郷公田線 4 車線で計 10 車線の敷設計画のある湘南桂台地区の被害は、想像を絶するほど大きいに違いない。というのは、ここは盛土 48%の所に 1,500 戸の住宅が建てられており、その深さは 30-40m にも及んでいるからである。さらに地下水が地表からわずか 4-10m 下にあり、大地震で地滑りによる家屋倒壊は必至である。このような場所にシミュレーションなど事前調査も一切せず強引に掘削を始めるのは明らかに宅地造成等規制法に反するものであり、今後とも厳しく追及していく。
(法都計部)

事業認定手続きに重大な法的瑕疵

起業者は平成 26 年 3 月 18 日に土地収用法で義務付けられている事業説明会を開催したが、そこで南線が法令制限地として宅地造成工事規制区域内にあることを一切説明せず、当日配布の資料にも全く記載していない。説明会は法に基づくもので、そこで上記の件について説明がないのは明らかに法的瑕疵である。

さらに起業者は 26 年 8 月 27 日に事業認定申請書を提出したが、その中にも南線事業地が法令制限地であることに一切触れていない。法令制限地で工事を行う場合、厳しい規制があるにも拘わらずこれを事業認定手続きのもっとも重要な申請書の中に記載しないのは工事規制を無視するものとして重大な法的瑕疵である。連協は 6 月 22 日付けで認定庁の長である国交大臣に対して事業認定手続きをやり直すよう要請書を提出した。(法都計部)

県公害審査会への調停申請受理さる

南線は横浜市民に飲料水を供給する日野隧道と交差し、その僅か 6m 上に敷設するほか、笠間地区の金井汚水幹線と僅か 30cm で近接交差するなど住民、市民の命と安全な生活を脅かす危険な計画である。

連協はこれらの危険を回避するために専門家や住民代表を交えた協議会の設置を国交大臣、NEXCO 東日本社長、横浜市長に 2 回にわたり要請したが、横浜市は見当外れの回答しかなく、他の 2 者は一切回答無く完全に無視した。

そこで相手が否応なく話し合いの場に出てこざるを得ないように、公害紛争処理法に基づき 6 月 2 日に県公害審査会に調停申請しこれが受理された。第 1 回調停委員会は 7 月 27 日に決定。
(会長 比留間)

西ヶ谷ハイツ報告

1.ボーリング調査

水位測定のためのボーリングが行われ、既に設置済。本調査は水位変化を見るのみで、基礎岩盤までは掘削していない。尚、地下水位は、5m 前後との事。



西ヶ谷ハイツ
集会室裏に設
置された水位
調査機器。

2.家屋事前調査連絡

6/16 日付で NEXCO 東日本より住民に対し、6-7 月にかけて家屋事前調査依頼があり、後日自治会もこれを了承した。

3.桂台トンネル工事

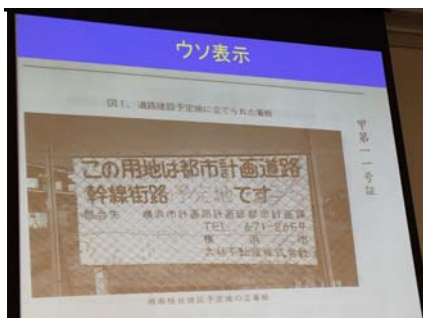


西ヶ谷前から湘南桂台に向けての工事は、公田掘割工事の工事用道路の工事で、大林組主体でやっているようです。

衆議院会館で横環南を発表

公共事業改革市民会議の主催で6月24日衆議院会館にて公共事業チェック議員の会の議員参加のもと「ストップ！強権政治・・・」と題して200名の大集会が開催され連協からも会長が横環南の問題点を沖縄も含めた全国に発信した。

また6月30日にも「東京外環の2」の集会でも同様の発表を行い道路問題の共有を図り、一地域の問題ではないと共闘をお互いに確認した。
(会長 比留間)



対外活動報告

- 06/09 土地収用管理室要請訪問(認定庁)(4名)
- 06/11 社会資本整備審議会公共分科会委員に
05/21 付文書を送付
- 06/17 尾仲栄区長と面談 (5名)
- 06/17 南線と日野隧道・金井汚水幹線交差問題公害調停申請 (6/2) の受理
(第1回期日は7/27日)
- 06/18 事業者との質問・回答会議開催
- 06/22 国交大臣宛て「事業認定手続きに関するお訊ねと要請書」提出
- 06/24 院内集会「ストップ！強権政治～地域自立への道筋 大集会 (公共事業チェック議員の会後援)」に参加。
「横環南線のウソと騙しの歴史」を示し、南線計画の不当性を公共事業の実態として発表
- 06/29 国交大臣、横浜市長、NEXCO 東日本社長宛て「事前シミュレーションなしに盛土地帯にトンネルを掘削するのは法に反する (要請) 書」提出
- 06/29～30 同上要請内容についての理解・協力要請を、横浜市議会関係者、国会議員関係者、栄区長他関係者、横浜市政記者クラブ他マスコミ、公共事業改革市民会議等を実施
- 06/30 外環2集会にて横環南報告
(吉祥寺、会長参加)

工事説明会予定

NEXCO 東日本より、地元自治会に対し下記の如く工事説明会開催の連絡がありました。一面記事にあるように、「これは法に反する工事である」と皆様で嚴重抗議しましょう。

横浜環状南線

桂台トンネル工事に関する説明会

- 1回目 平成27年8月7日(金)
18時より 上郷地区センター
- 2回目 平成27年8月8日(土)
14時より 桂台中体育館
(説明内容は、2回とも同じです)